

（座席ベルト等）

第108条 保安基準第22条の3第1項の表中の告示で定める基準は、次のいずれかに掲げる基準とする。

- 一 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車の座席に着席している座席ベルトを装着した乗車人員が接触するおそれのある車両内部の構造を有さないもの又は接触するおそれのある車両内部の構造が協定規則第80号の規則5.、6. 及び7.（7. 4. を除く。）に定める基準に適合するものであること。
 - 二 貨物の運送の用に供する自動車の運転者席及びこれと並列の座席であって車両の中心位置に備える座席に着席している座席ベルトを装着した乗車人員が前面ガラスに接触するおそれのない構造を有していること。
 - 三 補助座席のうち通路に設けられるものであること。
- 2 保安基準第22条の3第1項の表中の「第二種座席ベルト」とは、三点式座席ベルト等少なくとも乗車人員の腰部の移動を拘束し、かつ、上半身が前方に倒れることを防止することのできるものをいう。
- 3 保安基準第22条の3第1項の表中の「第一種座席ベルト」とは、二点式座席ベルト等少なくとも乗車人員の腰部の移動を拘束することのできるものをいう。
- 4 座席ベルトの取付装置（乗車定員10人以上の自動車（立席を有するものに限る。）、幼児専用車、福祉タクシー車両、車両総重量3. 5tを超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、患者輸送車、キャンピング車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車に設ける横向き座席に備える座席ベルトの取付装置を除く。）の強度、取付位置等に関し、保安基準第22条の3第2項の告示で定める基準は協定規則第14号の規則5.、6. 及び7. に定める基準とする。この場合において、次の各号に掲げるものであって損傷のないものは、この基準に適合するものとする。
- 一 指定自動車等に備えられている座席ベルトの取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた座席ベルトの取付装置
 - 二 法第75条の2第1項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている座席ベルトの取付装置又はこれに準ずる性能を有する座席ベルトの取付装置
 - 三 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた座席ベルトの取付装置又はこれに準ずる性能を有する座席ベルトの取付装置
- 5 前項の規定にかかわらず、次に掲げる座席ベルトの取付装置にあつては、それぞれ次の各号に定める基準に適合すればよい。この場合において、協定規則第14号の規則5. 4. 2. 4. の規定にあつては、同規定中「45」とあるのは「20」と、「90」とあるのは「75」と読み替えることができ、協定規則第14号の規則6. 4. 3. に定める基準にあつては、試験重量を乗車定員1名分の座席重量に735Nを加えた重量に4を乗じた重量とすることができる。
- 一 専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用す

る障害者の運送を目的とする自動車に備える座席ベルトの取付装置（次号に掲げるものを除く。） 協定規則第14号の規則5. 2. 1.、5. 4. 1. から5. 4. 2. 5. まで、5. 4. 3.、5. 4. 3. 2. から5. 4. 3. 4. まで、6. 3. 2. から6. 3. 4. まで、6. 4. 3.、7. 1.、7. 2. 及び7. 3. に定める基準

二 専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車及び高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車に備える座席ベルトの取付装置（補助座席のうち通路に設けられるものに備えるものに限る。）並びに緊急自動車に備える座席ベルトの取付装置 次に掲げる基準

イ 当該自動車の衝突等によって座席ベルトから受ける荷重に十分耐えるものであること。

ロ 振動、衝撃等によりゆりみ、変形等を生じないようにになっていること。

ハ 取り付けられる座席ベルトが有効に作用する位置に備えられたものであること。

ニ 乗降に際し損傷を受けるおそれがなく、かつ、乗降の支障とならない位置に備えられたものであること。

ホ 座席ベルトを容易に取り付けることができる構造であること。

6 座席ベルト（乗車定員10人以上の自動車（立席を有するものに限る。）、幼児専用車、福祉タクシー車両、車両総重量3. 5tを超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、患者輸送車、キャンピング車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車に設ける横向き座席に備える座席ベルトを除く。）の構造、操作性能等に関し、保安基準第22条の3第3項の告示で定める基準は、協定規則第16号の規則6.、7. 及び8. 1. から8. 3. 6. まで（補助座席のうち通路に設けられるものにあつては6. 及び7. に限る。）に定める基準とする。この場合において、次の各号に掲げるものであつて装着者に傷害を与えるおそれのある損傷、擦過痕等のないものは、この基準に適合するものとする。

一 指定自動車等に備えられている座席ベルトと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたもの

二 法第75条の2第1項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている座席ベルト又はこれに準ずる性能を有する座席ベルト

三 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた座席ベルト又はこれに準ずる性能を有するもの

7 前項の規定にかかわらず、専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車、高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車及び緊急自動車に備える座席ベルト（高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車にあつては、補助座席のうち通路に設けられるものに備えるものに限る。）にあつては、次に掲げる基準（専ら特別支援学校に

通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車及び高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車に備える座席ベルト（補助座席のうち通路に設けられるものに備えるものに限る。）並びに緊急自動車に備える座席ベルトにあっては、第6号に掲げるものを除く。）に適合すればよい。

- 一 当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者に損害を与えるおそれの少ない構造のものであること。
 - 二 第二種座席ベルトにあっては、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者が、座席の前方に移動しないようにすることができ、かつ、上半身を過度に前傾しないようにすることができるものであること。
 - 三 第一種座席ベルトにあっては、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者が座席の前方に移動しないようにすることができるものであること。
 - 四 容易に、着脱することができ、かつ、長さを調整することができるものであること。
 - 五 第二種座席ベルト及び運転者席に備える第一種座席ベルトにあっては、通常の運行において当該座席ベルトを装着した者がその腰部及び上半身を容易に動かし得る構造のものであること。
 - 六 JIS D4604「自動車用シートベルト」の規格に適合するものであること。
- 8 座席ベルトの取付装置の強度、取付位置等に関し、保安基準第22条の3第4項において準用する同条第2項の告示で定める基準は、第5項第2号に掲げる基準とする。
- 9 次に掲げる座席ベルトの取付装置であって損傷のないものは、前項に定める基準に適合するものとする。
- 一 指定自動車等に備えられた座席ベルトの取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた座席ベルトの取付装置
 - 二 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている座席ベルトの取付装置又はこれに準ずる性能を有する座席ベルトの取付装置
 - 三 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた座席ベルトの取付装置又はこれに準ずる性能を有する座席ベルトの取付装置
- 10 座席ベルトの構造、操作性能等に関し、保安基準第22条の3第4項の規定において準用する同条第3項の告示で定める基準は、第7項第1号から第5号までに定める基準とする。
- 11 次に掲げる座席ベルトであって装着者に傷害を与えるおそれのある損傷、擦過痕等のないものは、前項に定める基準に適合するものとする。
- 一 指定自動車等に備えられた座席ベルトと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた座席ベルト
 - 二 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている座席ベルト又はこれに準ずる性能を有する座席ベルト

- 三 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた座席ベルト又はこれに準ずる性能を有する座席ベルト
- 12 運転者席の運転者に警報する装置の警報性能等に関し保安基準第22条の3第5項の告示で定める基準は、同項の表の上欄に掲げる自動車の種別に応じ同表の下欄に掲げるその自動車の座席の座席ベルトが装着されていない場合にその旨を運転者席の運転者に警報することとする。この場合において、次の各号に掲げる装置は、この基準に適合しないものとする。
- 一 当該座席の座席ベルトが装着されていない状態で電源を投入したときに、警報を発しない装置
 - 二 当該座席の座席ベルトが装着されたときに警報が停止しない装置
 - 三 発する警報を運転者席において容易に判別できない装置
- 13 保安基準第22条の3第5項の告示で定めるものは次に掲げる座席ベルトとする。
- 一 補助座席に備える座席ベルト
 - 二 協定規則第16号の規則2. 1. 4. に定める座席ベルト
 - 三 キャンピング車及び霊柩車に備える座席であって運転者席及びこれと並列の座席以外の座席に備える座席ベルト
 - 四 高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車、緊急自動車及び患者輸送車に備える座席に備える座席ベルト
 - 五 保安基準第22条第3項第1号から第3号まで及び第6号に掲げる座席（同項第2号に掲げる座席にあつては、座席の後面部分のみが折り畳むことができるもの並びに荷台及び通路に設けられるものを除く。）、幼児用座席並びに座席が回転することにより高齢者、障害者等が円滑に車内に乗り込むことができる座席に備える座席ベルト